

## 国として直接地方の声を聞く仕組みを保障することを求める意見書

住民の代表たる地方自治体の首長、あるいは各種団体等が中央政府に対し、地方の実情を踏まえた提言や要望を行うことは、地方の声を国政に反映させていく上で極めて重要である。

また、我が国全体を覆う経済危機の暗雲を早期に払拭し、地域主権社会への歩みを着実に進めるためには、地方の実情を十分に踏まえるとともに、地方の知恵と発想を十分に活かし、国・地方一体となった取り組みが必要不可欠である。

民主党は、去る11月12日に同党の全国幹事長会議において、いわゆる「陳情一元化」の方針を周知するとともに、12月2日には正副幹事長会議において、各府省政務三役に取り次ぐ新ルールとして、マニフェストに沿った要望を優先して取り扱うなど「陳情仕分け」の4基準を示したところである。

これに対しては、県内の地方自治体や関係者から「国に地方の声が届くのか」と不安や危惧の声が多くあがっている。閣内からも「地方自治体の長は選挙で選ばれた地域住民の代表であり、中央政府とアクセスするのに何か制限があることはあってはならない」旨の発言があるなど、政府や政権与党内ですら多くの批判があることが報じられている。

本来、議院内閣制といえども、政権政党と政府（内閣）の役割は切り離して考えるべきであり、行政への提言を政権政党が一元化して受けることは、事実上、行政の窓口をせばめ、民意を反映する手段を制限することとなり、ひいては、憲法で保障する国民の請願権を侵害することにもつながりかねない。

よって、国においては、行政府として国政に地方の声を反映させるため、地方の提言や要望をしっかりと受け止める適切な仕組みを保障するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年12月16日

徳島県議会議長 西 沢 貴 朗